

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律案の概要 (平成30年度当初予算関連法案)

I 一般財源総額及び地方交付税総額の確保と算定内容の改正（通常収支分）

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	平成30年度	平成29年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	62兆1,159億円	62兆 803億円	+356億円
うち地方交付税	16兆 85億円	16兆3,298億円	▲3,213億円
臨時財政対策債	3兆9,865億円	4兆 452億円	▲587億円

- 一般財源総額について、平成29年度を上回る62.1兆円を確保
- 地方交付税総額について、16.0兆円を確保

(主な措置)

- ・ 平成28年度国税決算に伴う精算の繰延べ 2,245億円
※ 平成34年度から平成38年度にかけて449億円ずつ精算
- ・ 折半ルールに基づく臨時財政対策特例加算等の国の一般会計加算 7,022億円
- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 4,000億円
- ・ 交付税特別会計剰余金の活用 750億円

- 臨時財政対策債発行可能額について、平成29年度よりも抑制して設定

(2) 算定内容の改正

- 平成30年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

【地方交付税法、特別会計に関する法律】

II 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災分）

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を4,227億円確保

- ※ 平成30年度に確保する額 : 3,257億円
- 平成29年度に確保した額のうち年度調整分 : 970億円

【地方交付税法】

施行期日 平成30年4月1日